

「被害回復」等に関する課徴金制度の設計②

目次

- 1 課徴金から控除する自主的返金について…1頁～6頁
 - (1) 第8回専門調査会で出された主な意見
 - (2) 控除対象としての返金の範囲
 - (3) 適正な返金を認定するための手続
 - (4) 民事訴訟の判決や和解等に基づく返金の控除対象性

- 2 自主的対応の態様(寄附について)…7頁～9頁
 - (1) 寄附を課徴金からの控除対象とするか否かについて
 - (2) 寄附の補充性について
 - (3) 寄附先について

別紙:(参考)課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)

1 課徴金から控除する自主的返金について

(1) 第8回専門調査会で出された主な意見(第9回専門調査会資料1より抜粋)

- ・控除制度は設けるべきである。返せるものは消費者に返すべき、という本来の流れを促すことにつながる。
- ・自主的返金として、返金額全額の控除を認めることとした場合、被害者全員に返金をしなくても、事業者の自主的返金額が課徴金額を上回り、返金を受けられない被害者が生じる可能性がある。 ⇒この点を含め後記(2)
- ・自主的返金が原則であり、寄附は例外的な救済措置と考えればよい。なお、自主的返金による控除に際しては、事業者が行った返金の範囲等について、消費者庁において調査する必要がある。 ⇒後記(3)
- ・民事訴訟により被害回復がされた場合の控除についてはどう考えるか。 ⇒後記(4)

1 課徴金から控除する自主的返金について

(2) 控除対象としての返金の範囲

①対象	控除対象となる返金の対象を、課徴金の対象(表示期間や商品又は役務)に限定するか。→3頁 (例えば、事業者の自主的返金の対象商品又は役務等が、課徴金の対象商品又は役務等の範囲よりも広がった場合の控除対象をどう考えるか。)
②金額	・控除額は、各代金に課徴金算定率を乗じた金額に限定すべきか、各返金額全額とすべきか(例えば、代金全額が返金された場合に問題となる。)→5頁
③手段 ・ 方法	・返金に先立ち、事業者は、消費者に対して速やかに周知すべきではないか。 ・行政が主体となって消費者の被害回復を図る場合は、対象消費者を平等に取り扱う必要がある。したがって、消費者の被害回復を目的とする控除制度において、控除の対象となる返金には、平等性を要求すべきではないか。 ・現金以外での対応を認めるか。 ⇒違反行為者の提供する商品や役務に関するクーポン券等、事業者による消費者の困り込みの要素がある場合は控除対象外としてはどうか。
④時期 (期限)	課徴金納付命令時には、納付を命ずるべき金額が確定している必要がある。 また、事案ごとに返金対象者数等は異なる。 ⇒消費者庁が、控除対象となり得る返金の時期(期限)を個別に判断し、課徴金納付命令までに、予め事業者に告知する取扱いとしてはどうか。 ※ 納付命令まで迅速に手続を進める一方、事業者による自主的返金を促す方策を検討する必要がある。

1 課徴金から控除する自主的返金について

(①対象に関する検討)

控除対象となる返金の対象を、課徴金の対象(表示期間や商品又は役務)に限定するか。

※①課徴金の対象表示に係る商品又は役務につき、対象期間の始期よりも前に販売されたものを控除対象から外すか

②課徴金の対象表示に係る商品又は役務と品番違いのものを控除対象から外すか

(例:既に型番落ちのものについて措置命令・課徴金納付命令の対象としなかったときに、事業者が、当該型番落ちの商品についても自主的返金した場合)

限定しない場合のメリット(○)・デメリット(●)	限定する場合のメリット(○)・デメリット(●)
○限定する場合に比べ、事業者の自主的返金開始時期を前倒しにさせ得る。 ●控除対象として認めるべき返金範囲が際限なく広がるおそれがある。	○控除対象が明確であり、行政の判断を迅速に行い得る。 ●事業者が、速やかな自主的返金の実施を躊躇するおそれがある。

事業者は、本来、返金を行うか、行う場合の返金対象者及び返金額について、自由に決定し得る。

しかしながら、控除制度導入の趣旨は、不当表示事案において、課徴金による不当表示への抑止力を維持しつつ、消費者の被害回復を政策的に図る点にある。

そこで、課徴金から控除する返金の範囲については、上記趣旨に合致すべきであり、政策的に判断する必要がある。

→ 控除対象となる返金対象を限定しない場合は事業者の自主的返金促進に伴い被害回復を図り得る。ただし、問題となる不当表示と一切関係ない返金を控除対象とすることは適当でない。

⇒ ①課徴金の対象に対する返金に加え、②それと社会的に一体性があると認められる返金を、控除対象に含めることは考えられるのではないか。

1 課徴金から控除する自主的返金について

(参考:犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号))

- 被害回復給付金支給法は、給付金支給対象行為を、刑事裁判において犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた犯罪行為に加え、当該行為と「一連の犯行」として行われた犯罪行為に拡大している(5条2項)。
- 「一連の犯行」か否かは、社会事象として一体性があると認められるかにより判断されるが、犯罪行為の罪の種類、時期及び態様、実行行為者、犯罪被害財産の形成の経緯その他の事情を考慮して個別具体的に判断される。)。
- 「例えば、組織的に行われた高金利受領行為(出資法違反)の事実が没収・追徴の理由とされている場合において、当該行為を行ったのと同じ組織により近接した時期に行われた同種態様の高金利受領行為は、それが起訴されているか否かを問わず、一連の犯行として行われたものと認められる可能性が高いものと思われる。」(飯島泰=谷滋行=親家和仁=平城文啓『『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年第86号)』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)』の解説(1)』法曹時報59巻8号120頁)

(②金額に関する検討)

控除額は、代金に課徴金算定率を乗じた金額に限定すべきか、返金額全額とすべきか(返金割合は同一であることを前提とする)。

例えば、代金全額が返金された場合のように、返金額が各商品又は役務等の代金に課徴金算定率を乗じた金額を超える場合に問題となる。(次ページ)

1 課徴金から控除する自主的返金について

限定する場合のメリット(○)・デメリット(●)	限定しない場合のメリット(○)・デメリット(●)
<p>○売上の合計額に課徴金算定率を乗じて課徴金額を算出することと整合しやすい。</p> <p>●代金全額を返金した場合には返金額が控除額を大幅に上回る →事業者は、控除対象額のみ返金することを選択する可能性がある →控除額に比して返金に要する費用や手間を要することを理由に、事業者が返金を行わない可能性もある。 →被害回復を図る控除制度の目的達成が困難となる。</p> <p>●行政が控除対象額のみ返金すれば足りると認めた印象を与えかねない。</p>	<p>○事業者として、代金に課徴金算定率を乗じた金額以上の金額を返金しやすい ⇒限定する場合に比べ、事業者の自主的返金を促進させ得る。</p> <p>●一部消費者に対し、代金に課徴金算定率を乗じた金額を超える金額を返金される一方、その余の消費者に対する返金が行われぬ又は僅少なものととどまる可能性がある。 ← 事業者は、返金に先立ち消費者に対して速やかに周知すべきであるとする(2頁③)、周知している以上は、周知後に一部の消費者に対してだけ返金を拒絶するということは生じ難いのではないか。 また、特定の利害関係者に対する返金等適正でない返金が行われた場合、全体として控除対象としないとするとも考えられるのではないか。</p>

⇒ 事業者の自主的返金を促進させるべく、控除額は、代金に課徴金算定率を乗じた金額に限定しない(=代金額を上限として、返金額全額を控除対象とする)のがよいのではないか。

1 課徴金から控除する自主的返金について

(3) 適正な返金を認定するための手続

- ・課徴金納付命令に先立ち、課徴金からの控除額を確定する必要がある。
→事業者には、返金額を報告させる必要がある。
- ・また、控除額確定にあたり、各返金が控除対象であるか否かを確認する必要がある。
→事業者には、一定の資料を添付する等して返金が控除対象として適正なものであることの説明を求めるべきではないか。

(4) 民事訴訟の判決や和解等に基づく返金の控除対象性

仮に、事業者が、民事訴訟の判決等に基づき代金全額の支払いを行う一方、その余の消費者に対して、代金に課徴金率を乗じた金額の返金を行う場合（返金額全額を控除対象とする見解を採用する場合に問題となる）

（※実際には、課徴金納付命令までに判決等に至る可能性は低いと考えられる）



- ・控除制度の趣旨は、課徴金による不当表示抑止を維持しつつ、被害者の被害の回復を政策的に図る点にある。自主的返金を促進する観点から、判決等に基づく返金をそれ以外の返金と区別する考えがあり得る一方、自主的返金の実施にあたり周知する等して適切に返金を進めている事業者については、判決等に基づく支払を自主的返金と同等に取り扱うという考えもあり得るが、どのように考えるべきか。
- ・仮に、判決等に基づく支払を控除する場合、控除制度における返金の平等性から（前記2頁）、控除額は、代金に最低返金率を乗じた金額（上記の例でいえば、代金全額ではなく、代金に課徴金率を乗じた金額）に限定すべきではないか。

2 自主的対応の態様(寄附について)

(1)寄附を課徴金からの控除対象とするか否かについて

○ 第8回会議資料 再掲

- ・ 個々の消費者の所在を把握していなかったり、把握していても連絡がつかず、違反行為者が自主的返金を行っても完全には履行できないなどの場合もある。
- ・ そのような場合でも、なお課徴金を納付しなければならないとすると、違反行為者の被害回復に向けた自主的取組のインセンティブを削ぐことになり、「やり得」を剥奪し、できるだけ被害を回復するという政策目的と整合しなくなってしまう。
- ・ 他方で、課徴金制度は、反社会・反道徳的行為に対する制裁とは、その趣旨、目的、性質を異にすることから、自主的返金と同様、「やり得」が違反行為者の手元に残らない寄附を控除することとしても、課徴金制度の趣旨に沿ったものとして許容されるのではないか。

○ 第8回会議で出された主な意見(第9回専門調査会資料1より抜粋)

- ・ 不当な表示の類型には、そもそも被害者の特定が困難である等、自主的返金が困難な場合も少なくないであろうから、寄附という手段を選択肢として設けることは必要である。
- ・ 事業者が自主的返金の手間を省くため、安易に寄附に流れることを懸念する。
- ・ 寄附の仕組みは慎重に検討すべき。課徴金は違反行為をしたが故に納めるお金であり、事業者に対し、課徴金納付以外に寄附を選択する余地を認め過ぎることには疑問を感じる。
⇒後記(2)
- ・ 事業者に寄附というオプションができることは賛成だが、被害回復のために機能するかにつき検証が必要。 ⇒後記(3)

2 自主的対応の態様(寄附について)

(2) 寄附の補充性について

①対象商品・役務の購入等をした消費者への返金が原則であり、②不当表示に係る消費者への利益の還元としての寄附は返金を補完するものであることの担保が必要ではないか。そのためには、例えば、次のようなことが考えられるのではないか。

	(1)控除額に差異を設ける	(2)寄附を行える期間を限定する	(3)寄附相当の事案かどうかを消費者庁が確認する
イメージ	返金による控除額に比べ、寄附による控除額については一定の割引率を乗じる等。	控除対象たり得る返金期間のうち終盤のみ寄附を認める等。(寄附可能期間に至るまで事業者が返金することを期待するもの。返金努力なく寄附した場合の社会的非難を想定。)	①事業者が、返金状況報告とともに、寄附を控除対象とするための申請を行う。 ②消費者庁が、返金の困難性や返金状況等(返金の周知性及び平等性を含む)を勘案して寄附相当性を確認し、事業者へ通知。
問題点	対象商品・役務の性質等からそもそも返金が困難な事案と、返金が可能な事案の間で不合理な差異が生じるおそれがある。	返金が原則であり寄附がこれを補完することを社会での評価に委ねるものであり、法律上は直接担保していない。	寄附相当性は個別具体的な事案に即して判断する必要があり、(1)の考えや(2)の考えと比べ、課徴金納付命令までの手続に時間を要する可能性がある。

2 自主的対応の態様(寄附について)

(3) 寄附先について

○ 第8回会議での主な指摘

- ・例えば、ある中立的な機関を寄附金プール先とし、その機関が、消費者団体等から申請を受け付けて一定の審査を行い、消費者の利益の擁護のための消費者団体等の活動に適正な金額を提供することを通して、その資金を消費者の利益のために活用するというような仕組みも考えられるのではないか。
- ・行政法的には、一定の指定法人を寄附先として指定する仕組みが考えられる。
- ・消費者庁が認定した団体に一旦プールし、各種消費者団体からの申請に基づき、拠出してはどうか。但し、寄附先が適切かどうかはチェックする必要がある。

※寄附を控除の対象とするにあたっては、

- ・寄附先を絞り込みつつ、
 - ・寄附金は一定の目的(例えば、不当表示に係る消費者の被害を回復するための活動等)にのみ利用できる旨や、
 - ・用途についての管理及び透明性の確保、
 - ・用途違反に対する監督措置等のサンクション、
- 等を定める必要があるのではないか。